

景観形成基準チェックシート(建築物用)

商工業地域

項	形成基準	チェック欄
配置	・商業地では隣接地と相互に協力して壁面線を合わせるなど、道路沿いにまとまった空間を生み出すように努めること。	☐
	・敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。	☐
	・道路からできるだけ後退し、道路側に空地や緑化を行う空間を確保するよう努めること。	☐
	・経ヶ岳をはじめとする中央アルプスや南アルプス、段丘林への眺望を阻害しないよう、周囲からの見え方を考慮した配置とすること。	☐
	・電柱、鉄塔類はできるだけ目立たない位置へ設置すること。	☐
	・建築物の屋根および屋上を除く場所に太陽光発電設備等を設置する場合は、道路から望見できる場所に設置しないよう努め、やむを得ず設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の工夫をすること。	☐
	【沿道】大規模行為にあつては、特に支障になる場合を除いて、道路から5m以上後退し、眺望を確保するとともに、広がりのある道路空間の形成に努めること。	☐
規模	・道路側には付帯設備等(配管や室外機等)を設置しないよう努め、やむを得ない場合は、道路から直接見えなくするなどの配慮を行うこと。	☐
	・経ヶ岳をはじめとする中央アルプスや南アルプス、段丘林への眺望を阻害しないよう、周辺からの見え方に配慮した規模・高さとする。	☐
	・高さは周辺の建築物等に合わせるなどして、まち並みの連続性に配慮すること。	☐
	・建築物の高さは、原則として18m 以下とすること。	☐
色彩	【沿道】高層となる場合でも道路上からの眺望に十分配慮し、空地を広くとり圧迫感等を生じないように努めること。	☐
	【河川】連続した河川空間の見通しの良さを妨げないよう、規模・高さに配慮すること。	☐
	・けげけしい色彩とせず周辺の建築物等と調和した色調とすること。	☐
	・複数の色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。	☐
	・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとするを原則とする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。	☐
	・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。パネルおよび枠の色は、黒、濃い灰色、濃紺色とするよう努める。	☐
	・照明を行う場合は、周辺景観に配慮したうえで、魅力的な夜間景観の形成に努めること。	☐
敷地の緑化	・屋根および外壁は、マンセル値【JIS Z 8721】による以下の色彩を基調とすること。 ○赤【R】、黄赤【YR】、黄【Y】、の色相においては彩度7以下 ○黄緑【GY】の色相においては彩度6以下 ○その他の色相においては彩度4以下 ○明度は周辺景観と調和するよう努めること ・ただし、次に該当するものは、この限りではない。 ○外壁の各面の見付面積の5分の1以内のアクセント色として着色される部分で、景観上支障がないも ○表面に着色していない自然石、木材、土壁、レンガおよびガラス等の素材本来が持つ色彩 ○地域の伝統的な建築物等およびその特徴的な形態・意匠を継承するものの色彩や伝統的塗装色 ○その他法令等で着色が義務づけられている色彩	☐
	【沿道】高層となる場合には、背景の山並みや周囲の田園景観、住宅地景観に調和する色彩とすること。	☐
	【段丘】色彩は、原則として周囲の自然になじむ色彩とすること。	☐
	・敷地内は草花や樹木などによる緑化に努めること。また、既存の樹木をできるだけ残すよう努め、やむを得ず伐採する場合には植栽等による緑化を行い、良好な景観の形成に努めること。	☐
	・農地や道路など外部から見える敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、生け垣の活用や壁面の緑化、意匠の工夫等により周辺の景観と調和するよう配慮すること。	☐
	・周辺の建築物等に比べて大規模な建築物等にあつては、建物まわりに高木や中木の連続した配置等の緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。	☐
	・駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の植栽に努め、大規模な場合は、安全性に配慮した上で、場内に植栽地を設けるなどの緑化に努めること。	☐
敷地の緑化	・使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲に緑がある場合はその連続性に配慮すること。	☐
	・段丘崖の上端付近では、段丘崖側の敷地の緑化をできるだけ行い、段丘林の連続性や樹林の雰囲気阻害しないように配慮すること。	☐
	【河川】河川に沿って憩いや潤いを感じる景観が続くよう、植栽や鉢植えなどの緑化に努めること。	☐
	【段丘】段丘林の連続性や樹林の雰囲気阻害しないよう、周囲の緑化を行うこと。	☐
敷地の緑化	【沿道】魅力的な通りとなるよう、積極的に緑化を行うよう努めること。	☐

形態・意匠	・道路沿いのデザインに特に留意し、魅力あるまち並みの形成に努めること。	☐
	・高層の場合は、上部のデザインの工夫に努めること	☐
	・伝統的な様式の建築物等が多い地域では、その様式を取り入れた意匠とするなど、周辺の基調となる家並みの景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある景観の創出に努めること。	☐
	・大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。	☐
	・周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。	☐
	・河川、鉄道および道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。	☐
	・屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。	☐
	・非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、雑然とした印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。	☐
	【沿道】道路沿いからの見え方に配慮し、上部および通りに面したデザインを工夫する等、まち並みの連続性の形成に努めること。	☐
	【沿道】大規模行為を行う場合は、壁面の分節化や上層階の壁面後退等により眺望を妨げないよう十分配慮すること。	☐
材料	【河川】河川沿いからの見え方に配慮し、上部および正面のデザインの工夫に努めること。	☐
	【段丘】段丘林の連続性や樹林の鬱翳気を阻害しないように、外観に十分配慮すること。	☐
	・周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。	☐
特定 外観 意匠 (屋外 広告物)	・反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。	☐
	・地場産の素材や地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。	☐
	配置 ・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。	☐
	・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。	☐
	規模、 形態・ 意匠 ・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。	☐
	材料 ・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。	☐
	・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。	☐
	色彩 ・けげげばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。	☐
	・使用する色数を少なくするよう努めること。	☐
	等 ・光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。	☐